



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 日本光電工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 鈴木 文雄
(コード番号 6849 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 瀬尾 卓史
(TEL 03-5996-8003)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されましたので、現行定款第 28 条(取締役の責任免除)および第 36 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、補欠役員の予選に関する会社法の規定の項数が変更されましたので、現行定款第 30 条(選任方法)の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

平成 27 年 6 月 25 日 第 64 回定時株主総会開催

平成 27 年 6 月 25 日 定款変更の効力発生

以 上

(変更部分は下線 で示します。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社は、<u>会社法第329条第2項の規定に基づき</u>、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に</u>、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>